

もがれた翼 20周年記念企画  
シンポジウム

# 子どもの権利条約から、 今、あるべき少年審判を考える

東京弁護士会では、1994年の「子どもの権利条約」の批准を契機に、子どもの人権をめぐるさまざまな問題をテーマにして、子どもたちと弁護士がつくるお芝居「もがれた翼」を、毎年上演してきました。

「もがれた翼」は、今年、20周年を迎えます。

20年の間、「もがれた翼」は、重要なテーマの一つとして、少年事件を取り上げ、「非行」の背景にある子どもたちの苦しみや子どもたちに寄り添う付添人活動の必要性を描いてきました。

検察官関与対象事件の拡大、厳罰化等を含むあらたな少年法の「改正」が国会で審議されようとしている今、「もがれた翼」の特別公演を楽しみながら、「もがれた翼」の原点である子どもの権利条約に立ち返って、あるべき少年審判とはどのようなものか、付添人が少年に付くことの重要性を、あらためて考えてみたいと思います。

入場  
無料

先着順  
150名

予約  
不要

## プログラム 演劇

もがれた翼特別公演「凍りつく声2013」

## 事例報告

「検察官が関与した少年審判」

報告者

押見和彦

弁護士・仙台弁護士会

## パネルディスカッション

「子どもの権利条約から考える少年法『改正』」

パネリスト:

澤登俊雄

國學院大學名誉教授

多田 元

弁護士・愛知県弁護士会

坪井節子

弁護士・東京弁護士会

平成25年6月5日(水)  
午後6時00~午後8時30分  
弁護士会館3階301大会議室



主催 東京弁護士会

お問い合わせ 東京弁護士会人権課 TEL 03-3581-2205

<http://www.toben.or.jp/kodomo/>

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号  
東京メトロ丸の内線「霞ヶ関駅」徒歩0分B1出口